

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第四十一条第三項の規定により公告する。

令和八年六月二十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
一	埼玉県行田市大字須加字猿場六百二十四番	田	二、一二八・〇〇
二	埼玉県行田市大字須加字雷電二百四十二番	田	一、五〇〇・〇〇

### 二 利用権の内容等

所在及び地番	内容	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
埼玉県行田市 大字須加字雷 電二百四十二 番二	田	令和八年 十月一日	十年	〇円
埼玉県行田市 大字須加字猿 場六百二十四 番一	田	令和八年 十月一日	十年	十三万七千九十円

### 三 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社 理事長 坂 行正

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

### 四 農地の所有者等の情報

所有者等が確知できない状態となっている。令和七年十一月二十六日、農地法

第三十二条第三項の規定に基づく公示（同法第三十三条第二項において準用する場合も含む。）が行われたが、所有者等からの申し出はなかった。

五 補償金の支払の方法

利用権の始期までにさいたま地方法務局に補償金を供託すること。

六 補償金の還付について

農地の所有者等はさいたま地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。